出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業要求水準書 林地開発区域における森林率について

要求水準書(第1部第1章第3節 3.4地理的条件(立地条件))において、森林率は、「林地開発区域において、残置森林を含めおおむね25%以上の森林を配置すること」としています。

事業用地周辺は、工事着手のために許可が必要な林地開発区域であるため、市(出雲市次期可燃ごみ施設整備室)は、開発許可権者(出雲市森林政策課)に対し、平成29年度中に別添「土地利用計画平面図」のとおり、林地開発の届出を予定しています。

事業用地東側に造成森林 (1,867 ㎡、平面図の黄色箇所) を配置し、残置森林 (9,141 ㎡、平面図の濃緑色箇所) を含め森林率を 22.6% とする計画です。(森林率については事前協議済)

このため、事業者においては、事業用地(約3.9ha)から法面(約0.3ha)を除く区域(約3.6ha)に造成森林として1,867 m³以上の面積となるように植栽してください。

植栽位置は事業者の提案により変更を可とします。ただし、詳細については、契約後に市と協議をお願いします。

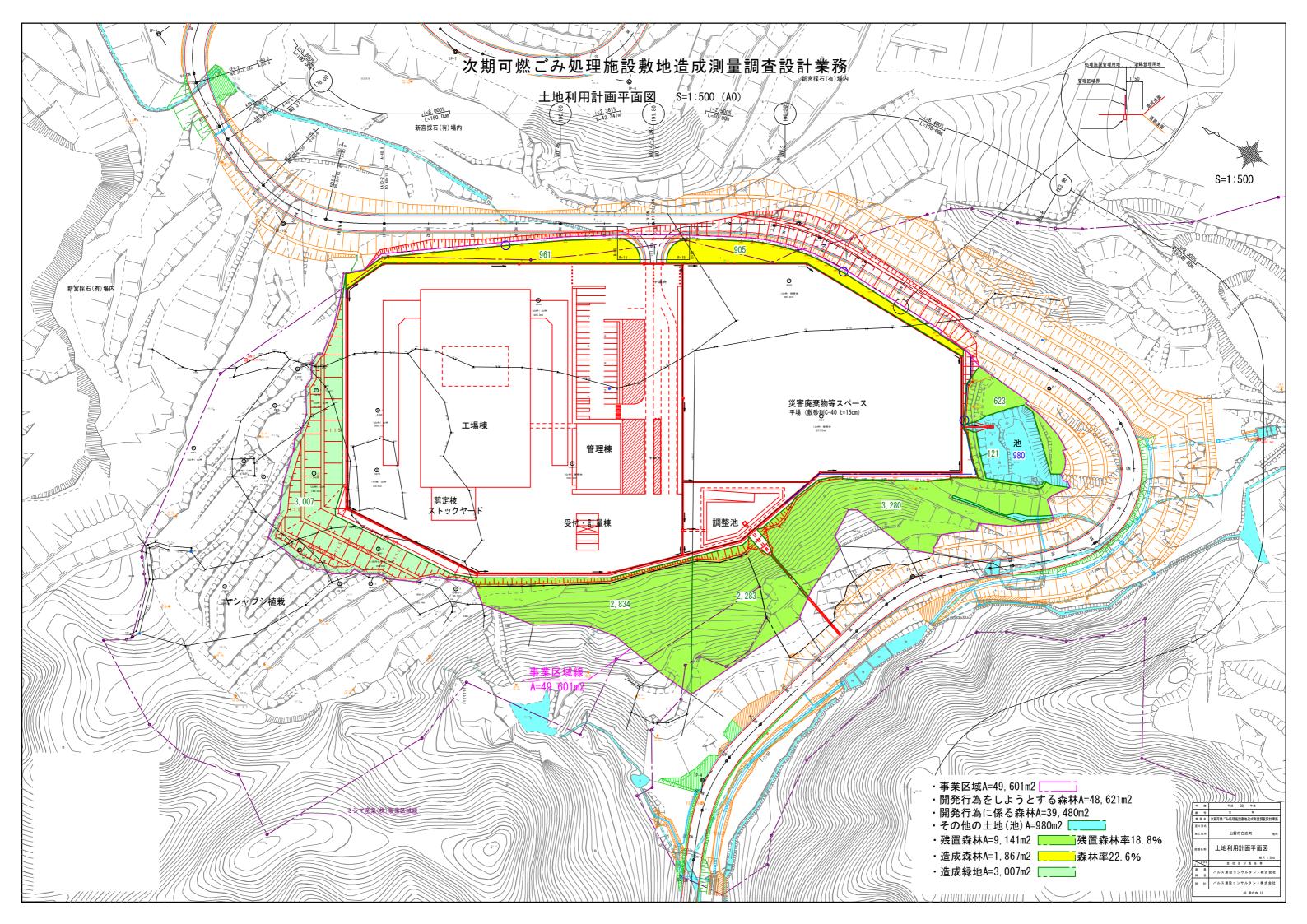
林地開発については、別添の「出雲市林地開発行為審査基準」及び「出雲市林地開発 行為審査基準細則」をご確認ください。造成森林の基準は、「出雲市林地開発行為審査 基準細則」のIIの5の(2)に記載のとおりです。

なお、要求水準書第3部第8節 8.2 清掃業務で示すとおり、事業用地(約3.9ha) 内の植栽の剪定、除草、枯葉の除去等の維持管理は、事業者の業務範囲(外部委託も可) としています。残置森林の維持管理は不要です。

【参考】

林地開発区域の面積及び森林率は次のとおりです。林地開発区域の配置計画は、別添の土地利用計画平面図を参照してください。

番号	区分	面積・率	備考
1	林地開発区域 (事業区域)	49, 601 m ²	
2	開発行為をしようとする森林	48, 621 m ²	1)-4)
3	開発行為に係る森林	39, 480 m ²	2-5
4	その他の土地(池)	9 8 0 m²	市管理
5	残置森林	9, 141 m²	市管理
6	造成森林	1, 867 m²	事業者管理
7	造成緑地	3, 007 m²	事業者管理
			法面のため植栽不可
8	森林率	22.6%	(5+6)/2



出雲市林地開発行為審查基準

第1 目 的

国民生活及び地域社会における森林の果たすべき役割の重要性にかんがみ、森林の有する多面的機能の高度発揮を図る観点から、森林の土地の適正な利用を確保するため、森林における開発行為に係る審査の適切な運用を図ることを目的とする。

第2 機能の高い森林の保全

次に掲げる森林における開発行為は、法第10条の2第2項各号の1に該当する場合が 多いと考えられるので、その審査は特に慎重に行うものとし、その目的、態様等を考慮 の上、開発行為を極力これらの森林以外の土地に指向させるものとする。

- (1) 地域森林計画において「樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべきもの」として定められている森林
- (2) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林
- (3) 地域森林計画において、自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林、生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林又は特に生活環境保全機能及び保健文化機能を高度に発揮させる必要があるものとして定められている森林
- (4) 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
- (5) 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林

第3 開発行為の要件

開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。

1 一般的事項

- (1) 次の事項すべてに該当し申請に係る開発行為を行うことが確実であること。
 - ア 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。
 - イ 開発行為に係る森林につき施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申 請者が得ていることが明らかであること。
 - ウ 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要と する場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らか であること。
 - エ 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。
- (2) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること(法令等によって面積につき基準が定められているときには、これをしんしゃくして決められたものであること)が明らかであること。
- (3) 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

- (4) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原 状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。
- (5) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。
- (6) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域に おける住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮 がなされていることが明らかであること。
- (7) 開発行為をしようとする森林の区域(開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。)内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。

2 法第10条の2第2項第1号関係事項

- (1) 開発行為が原則として現地形にそって行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。
- (2) 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- (3) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(2)によることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- (4) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、渓流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。
- (5) 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合 には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置 等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- (6) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力 及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。
- (7) 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- (8) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

3 法第10条の2第2項第1号の2関係事項

開発行為をする森林の現に有する水害の防止機能に依存する地域において、当該開発 行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発 生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられるこ とが明らかであること。

4 法第10条の2第2項第2号関係事項

- (1) 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保する必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- (2) 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

5 法第10条の2第2項第3号関係事項

- (1) 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。
- (2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。
- (3) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

出雲市林地開発行為審査基準細則

出雲市林地開発行為審査基準(以下「審査基準」という。)における技術基準の運用については、原則としてこの細則に定めるところによる。

I 機能の高い森林の保全

- 1 審査基準第2の(2)の「水源として依存度の高い森林」は、実態上判断することとなるが、流域的にみて特に高い水源かん養機能の保全及び形成が保安林制度により図られていることにかんがみ、集落の周辺に位置し飲用水の取水が行われている森林、ため池の周辺の森林等局地的な水源かん養機能の高い森林をいう。
- 2 審査基準第2の(5)の森林は、実態上判断することとなるが、地域における優良な 森林を確保する趣旨であり、森林の成長量、集団性、生産基盤の整備の状況等から判 断するものとする。

Ⅱ 開発行為の要件

1 一般的事項

- (1) 審査基準第3の1の(1)のイの「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。
- (2) 審査基準第3の1の(4)の「現状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる 以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の 効用を回復するための措置をいう。
- (3)審査基準第3の1の(5)の要件としては、例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。
- (4) 審査基準第3の1の(6)の要件としては、例えば、地域住民の生活への関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。
- (5) 審査基準第3の1の(7)の「善良に維持管理されることが明らかである」とは、 残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権原を有していることを原則とし、 地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていること等 をいうが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は 造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとする。

2 災害の防止(審査基準第3の2関係)

(1) 土砂の移動量

土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるものについては、下 記のとおりとする。

ア スキー場の滑走コースに係る切土量は、1 ha 当たりおおむね 1,000 m 以下 イ ゴルフ場の造成に係る切土・盛土量はそれぞれ 18 ホール当たりおおむね 200 万m 以下

(2) 工法等

- ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
- イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるも のであること。
- ウ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施 等の措置が講ぜられること。
- エ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

(3) 切十

- ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等 を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
- イ 土砂の切土高が 10mを超える場合には、原則として高さ 5 m~10m毎に小段 が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜ られていること。
- ウ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

(4) 盛十

- ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高が 1.5mを超える場合には、勾配が 35 度以下であること。
- イ 盛土高が5mを超える場合には、原則として5m毎に小段が設置されるほか、 必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。
- ウ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行 う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の 措置が講ぜられていること。

(5) 捨土

- ア 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。
- イ 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、 土砂の流出のおそれがないものであること。

(6) 法面崩壊の防止

- ア 人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(ア)又は(4)に該当する場合には、擁 壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が講ぜられていること。ただし、土質試験 等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の措置が 必要でないと認められる場合を除く。
 - (ア) 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2mを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のa若しくはbのいずれかに該当する場合はこの限りではない。
 - a 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配 が同表中欄の角度以下のもの。(図1)
 - b 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの。(図1)

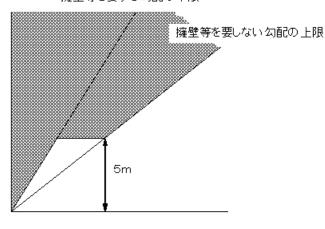
この場合において、(a)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときには、(a)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているとみなす。(図 2)

表1

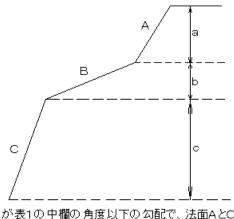
~ -		
土	擁壁等を要しない勾	擁壁等を要する勾配
	配の上限	の下限
軟岩 (風化の著しいものを除く)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、		
その他これに類するもの	35度	45度

図1

擁壁等を要する勾配の下限







法面Bが表1の中欄の角度以下の勾配で、法面AとCが表1の中欄の角度を超え右欄の角度以下である場合は、法面の高さはa+cとして算定する。

(4) 盛土により生ずる法面の勾配が 30 度より急で、かつ、高さが 1 mを超える場合。

イ 擁壁の構造

- (ア) 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。) によって擁壁が破壊されないこと。
- (4) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- (ウ) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は 1.5 以上であること。
- (エ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- (オ) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

(7) 法面保護

- ア 植生による保護(実播工、伏工、筋工、植栽工等)を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には人工材料による適切な保護(吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等)が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。
- イ 表面水、湧水、渓流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合に は、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。

(8) えん堤等

- ア えん堤等の容量は、次の(ア)及び(イ)により算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。
 - (7) 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域 1 ha 当たり 1 年間におおむね 200~400□を標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

なお、開発行為が短期間で終了するような場合の流出土砂量の算定は、最低 4ヶ月を限度とする所要月数相当量としても差し支えないものとする。

(4) 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。

この場合における流出土砂量は、原則として表2を標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。また、開発行為の終了後、地表が安定するまでの期間は通常3年間とし、大規模な開発行為及び公共施設等の近くで実施される場合は、5年間とする。

表 2

	担	形・地被状態	1 ha当たり年間流出土砂量
		3年目まで	$50\mathrm{m}^3$
裸	地	3~5年目まで	$20\mathrm{m}^3$
	草 地		15 m³
	林 地		1 m³

- イ えん堤等の設置個所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。
- ウ えん堤等の構造は、「治山技術基準」によるものであること。

(9) 排水施設

ア 排水施設の断面

計画流量の排水が可能になるように余裕(1.2倍以上)をみて定められていること。

雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて、いっ水による影響の大きい場合にあっては、必要に応じて上記に定めるものより大きく定められていること。

(ア) 雨水流出量は合理式 (ラショナル式) により算出されていること。

$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q:雨水流出量(m²/sec)

f:流出係数

r:設計雨量強度 (mm/hr)

A:集水区域面積(ha)

- (イ) 前式の適用に当たっては、次のaからcまでによるものであること。
 - a 流出係数は、表3を参考にして定められていること。
 - b 設計雨量強度は、次の c による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量 強度とされていること。
 - c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表3を参考として用いられている こと。

表3

地表状態	区分	浸 透 能 小 (山岳地)	浸 透 能 中 (丘 陵 地)	浸 透 能 大 (平 地)
林	地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5
草	地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6
耕	地	_	0.7~0.8	0.5~0.7
裸	地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9

表 4

流域面積	単位時間	雨量強度(参考)
50ha以下	10分	130mm/hr
100ha以下	20分	100mm/hr
500ha以下	30分	80mm/hr

(ウ) 流速はマンニング式により算出されていること。この場合において、粗度係数は表 5 を参考にして定められていること。

 $V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$

V:流速 (m/sec)

n:粗度係数

R: 径深 (m) = A/P

A:通水断面(**m**)

P:潤辺(m)

 $Q = A \cdot V$

Q:流量(㎡/sec) A:通水断面(**㎡**) V:流速(m/sec)

		排	水	施設	の	種	類		粗度係数 n
						土			0.020~0.025
素	掘		り	砂		レ		キ	0.025~0.040
				岩				盤	0.025~0.035
				セメ	・ン	١ -	モル:	タル	0.010~0.013
現	場	施	工	コ	ンク	ク	IJ —	·	0.013~0.018
				粗	石		練	積	0.015~0.030

	空積	0.025~0.035
	遠心力鉄筋コンクリート管	0.011~0.014
工場製品	コ ン ク リ ー ト 管	0.012~0.016
	コルゲートパイプ	0.025~0.035

イ 排水施設の構造等

- (ア) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐 久性を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。
- (4) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。
- (ウ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。
- (エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

この場合、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

(10) 洪水調節池

災害の発生の防止に係る洪水調節池の設置

ア 洪水調節池の容量

- (ア) 洪水調節池の容量は、30 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。
- (4) 開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えているか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量であること。
- (ウ) 流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

イ 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては 100 年確率で想定される雨量強度におけるピーク 流量の 1.2 倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのそれの 1.2 倍以上 のものであること。

ウ 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。

- 3 水害の防止(審査基準第3の3関係)
 - (1) 洪水調節池

水害の発生の防止に係る洪水調節池の設置

ア 洪水調節池の容量

(ア) 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定

される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

- a 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流 のうち当該開発行為に伴う流量の増加率が1%以上の範囲内とする。
- b 「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行 為をする森林の流下能力からして、30年確率で想定される雨量強度におけ るピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発 行為による影響を最も強く受ける地点とする。
- c 当該地点の選定に当たっては当該地点の河川等の管理者の同意を得ている ものであること。
- (4) 流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。
- (ウ) 安全に流下させることができない地点が生じない場合には、2の(10)による こと。

イ 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては 100 年確率で想定される雨量強度におけるピーク 流量の 1.2 倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのそれの 1.2 倍以上 のものであること。

ウ 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。

- 4 水の確保(審査基準第3の4関係)
 - (1) 審査基準第3の4(1)により導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、 取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支 障を及ぼすおそれのないものであること。
- 5 環境の保全(審査基準第3の5関係)
 - (1) 森林又は緑地の残置又は造成
 - ア 森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むを得ず一時的に土地 の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図る ことを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。
 - イ 残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積に対する割合 は、表6の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合による ものとする。
 - ウ 残置し又は造成する森林又は緑地は、表6の森林配置等により開発行為の規模 及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されている こと。
 - エ 表 6 に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表 6 に準じて適切に配置されていること。
 - オ 次の(7)又は(4)に該当する場合には、表 6に代えて表 8に示す基準に適合するものであること。
 - (ア) 転用に係る保安林面積が 5 ha 以上の場合。

(イ) 事業区域内の森林面積に占める保安林の割合が 10%以上の場合。(転用に 係る保安林の面積が 1 ha 未満の場合を除く)

開発行為	事業区域内におい	森林の配置等	備考
の目的	て残置し又は造成		
	する森林又は緑地		
	の割合		
別荘地の	残置森林率はおお	1 原則として周辺部に幅おおむ	別荘地とは、保養等非日常
造成	むね60%以上とす	ね30m以上の残置森林又は造成森	的な用途に供する家屋等を
	る。	林を配置する。	集団的に設置しようとする
		2 1区画の面積はおおむね1,00	土地を指すものとする。
		0㎡以上とし、建物敷地等の面積	
		はそのおおむね30%以下とする。	
スキー場	残置森林率はおお	1 原則として周辺部に幅おおむ	
の造成	むね60%以上とす	ね30m以上の残置森林又は造成森	
	る。	林を配置する。	
		2 滑走コースの幅はおおむね50	
		m以下とし、複数の滑走コースを	
		並列して設置する場合はその間の	
		中央部に幅おおむね100m以上の	
		残置森林を配置する。	
		3 滑走コースの上、下部に設け	
		るゲレンデ等は1箇所当たりおお	
		むね 5 ha以下とする。また、ゲレ	
		ンデ等と駐車場との間には幅おお	
		むね30m以上の残置森林又は造成	
		森林を配置する。	
ゴルフ場	森林率はおおむね	1 原則として周辺部に幅おおむ	ゴルフ場とは、地方税法
の造成	50%以上とする。	ね30m以上の残置森林又は造成森	等によるゴルフ場の定義以
	(残置森林率おお	林(残置森林はおおむね20m以上	外の施設であっても、利用
	むね40%以上))を配置する。	形態等が通常のゴルフ場と
		2 ホール間に幅おおむね30m以	認められる場合は、これに
		上の残置森林又は造成森林(残置	含めて取り扱うものとする
		森林はおおむね20m以上)を配置	0
		する。	

宿泊施設、	森林率はおおむね	1 原則として周辺部に幅おおむ	
レジャー	50%以上とする。	ね30m以上の残置森林又は造成森	宿泊施設とは、ホテル、
施設の設	(残置森林率おお	林を配置する。	旅館、民宿、ペンション、
置	むね40%以上)	2 建物敷の面積は事業区域の面	保養所等専ら宿泊の用に供
		積のおおむね40%以下とし、事業	する施設及びその付帯施設
		区域内に複数の宿泊施設を設置す	を指すものとする。
		る場合は極力分散させるものとす	なお、リゾートマンショ
		る。	ン、コンドミニアム等所有
		3 レジャー施設の開発行為に係	者等が複数となる建築物等
		る1箇所当たりの面積はおおむね	もこれに含め取り扱うもの
		5 ha以下とし、事業区域内にこれ	とする。
		を複数設置する場合は、その間に	レジャー施設とは、総合
		幅おおむね30m以上の残置森林又	運動公園、遊園地、動・植
		は造成森林を配置する。	物園、サファリパーク、レ
			ジャーランド等の体験娯楽
			施設その他の観光、保養等
			の用に供する施設を指すも
			のとする。
			ゴルフ練習場は、ゴルフ
			場といったい的なものを除
			きこの基準による。
工場、事	森林率はおおむね	1 事業区域内の開発行為に係る	工場、事業場とは、製造
業場の設	25%以上とする。	森林の面積が20ha以上の場合は原	、加工処理、流通等生産活
置		則として周辺部に幅おおむね30m	動に係る施設を指すものと
		以上の残置森林又は造成森林を配	する。
		置する。これ以外の場合にあって	学校教育施設、病院、廃
		も極力周辺部に森林を配置する。	棄物処理施設等は、この基
		2 開発行為に係る1箇所当たり	準による。
		の面積はおおむね20ha以下とし、	
		事業区域内にこれを複数造成する	
		場合は、その間に幅おおむね30m	
		以上の残置森林又は造成森林を配	
		置する。	

	1.11.1	to the control of the second of the control of the	
住宅団地	森林率はおおむね	1 事業区域内の開発行為に係る	
の造成	20%以上とする。	森林の面積が20ha以上の場合は原	
	(緑地を含む)	則として周辺部に幅おおむね30m	
		以上の残置森林又は造成森林・緑	
		地を配置する。これ以外の場合に	
		あっても極力周辺部に森林・緑地	
		を配置する。	
		2 開発行為に係る1箇所当たり	
		の面積はおおむね20ha以下とし、	
		事業区域内にこれを複数造成する	
		場合は、その間に幅おおむね30m	
		以上の残置森林又は造成森林・緑	
		地を配置する。	
土石等の		1 原則として周辺部に幅おおむ	
採掘		ね30m以上の残置森林又は造成森	
		林を配置する。	
		2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻	
		しを行い、緑化及び植栽する。ま	
		た、法面は可能な限り緑化し小段	
		平坦部には必要に応じ客土等を行	
		い植栽する。	

- (注) 1. 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
 - 2. 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩 切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の 面積に対する割合をいう。
 - 3. 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
 - (2) 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する造林用苗木規格基準以上の高木性樹木を、表7を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

	植栽本数(1 ha当たり)
1 m以下	3,000本
1 m以上	2,000本
2 m以上	1,500本
3 m以上	1,000本

- (注) 1. 1 m以下とは造林用苗木規格基準に適合する苗木を植栽し森林を造成する場合
 - (3) 住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果、保健休養機能の 発揮等を併せ期待する造成森林については、樹種の特性、土壌条件等を勘案し、植 栽する樹木の規格に応じ500~1,000本/haの範囲で植栽本数を定めることとして

差し支えないものとする。

- (4) 住宅団地の造成に係る「緑地」には、次に掲げるものを含めることとする。
 - ア 公園・緑地・広場
 - イ 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
 - ウ 緑地帯、緑道
 - 工 法面緑地
 - オ その他上記に類するもの
- (5) 審査基準第3の5の(2)の「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

開発行為	事業区域内におい	森林の配置等備考
の目的	て残置し又は造成	
	する森林又は緑地	
	の割合	
別荘地の	残置森林率はおお	1 原則として周辺部に幅おおむ 別荘地とは、保養等非日
造成	むね70%以上とす	ね50m以上の残置森林又は造成森 常的な用途に供する家屋等
	る。	林を配置する。 を集団的に設置しようとす
		2 1区画の面積はおおむね1,00 る土地を指すものとする。
		0㎡以上とする。
		3 1区画内の建物敷地の面積は
		そおおむね200㎡以下とし、建物
		敷その他付帯施設の面積は1区画
		の面積のおおむね20%以下とする
		•
		4 建築物の高さは当該森林の期
		待平均樹高以下とする。

スキー場	残置森林率はおお	1 原則として周辺部に幅おおむ	
の造成	むね70%以上とす	ね50m以上の残置森林又は造成森	
	る。	林を配置する。	
		2 滑走コースの幅はおおむね50	
		m以下とし、複数の滑走コースを	
		並列して設置する場合はその間の	
		中央部に幅おおむね100m以上の	
		残置森林を配置する。	
		3 滑走コースの上、下部に設け	
		るゲレンデ等は1箇所当たりおお	
		むね 5 ha以下とする。また、ゲレ	
		ンデ等と駐車場との間には幅おお	
		むね50m以上の残置森林又は造成	
		森林を配置する。	
		4 滑走コースの造成に当たって	
		は原則として土地の形質変更は行	
		わないこととし、止むを得ず行う	
		場合には、造成に係る切土量は、	
		1 ha当たりおおむね1,000㎡以下	
		とする。	
ゴルフ場	森林率はおおむね	1 原則として周辺部に幅おおむ	ゴルフ場とは、地方税法
の造成	70%以上とする。	ね50m以上の残置森林又は造成森	等によるゴルフ場の定義以
	(残置森林率おお	林(残置森林はおおむね40m以上	外の施設であっても、利用
	むね60%以上))を配置する。	形態等が通常のゴルフ場と
		2 ホール間に幅おおむね50m以	認められる場合は、これに
		上の残置森林又は造成森林(残置	含めて取り扱うものとする
		森林はおおむね40m以上)を配置	0
		する。	
		3 切土量、盛土量はそれぞれ18	
		ホール当たりおおむね150万㎡以	
		下とする。	

			T
	残置森林率はおお	1 原則として周辺部に幅おおむ	宿泊施設とは、ホテル、
レジャー	むね70%以上とす	ね50m以上の残置森林又は造成森	旅館、民宿、ペンション、
施設の設	る。	林を配置する。	保養所等専ら宿泊の用に供
置			する施設及びその付帯施設
		2 建物敷の面積は事業区域の面	を指すものとする。
		積のおおむね20%以下とし、事業	なお、リゾートマンショ
		区域内に複数の宿泊施設を設置す	ン、コンドミニアム等所有
		る場合は極力分散させるものとす	者等が複数となる建築物等
		る。	もこれに含め取り扱うもの
		3 レジャー施設の開発行為に係	とする。
		る1箇所当たりの面積はおおむね	レジャー施設とは、総合
		5 ha以下とし、事業区域内にこれ	運動公園、遊園地、動・植
		を複数設置する場合は、その間に	物園、サファリパーク、レ
		幅おおむね50m以上の残置森林又	ジャーランド等の体験娯楽
		は造成森林を配置する。	施設その他の観光、保養等
			の用に供する施設を指すも
			のとする。
			ゴルフ練習場は、ゴルフ
			場といったい的なものを除
			きこの基準による。
工場、事	森林率はおおむね	1 事業区域内の開発行為に係る	工場、事業場とは、製造
業場の設	35%以上とする。	森林の面積が20ha以上の場合は原	、加工処理、流通等生産活
置		則として周辺部に幅おおむね50m	動に係る施設を指すものと
		以上の残置森林又は造成森林を配	する。
		置する。これ以外の場合にあって	学校教育施設、病院、廃
		も極力周辺部に森林を配置する。	棄物処理施設等は、この基
		2 開発行為に係る1箇所当たり	準による。
		の面積はおおむね20ha以下とし、	
		事業区域内にこれを複数造成する	
		場合は、その間に幅おおむね50m	
		以上の残置森林又は造成森林を配	
		置する。	
住宅団地	森林率はおおむね	1 事業区域内の開発行為に係る	
の造成	30%以上とする。	森林の面積が20ha以上の場合は原	
	(緑地を含む)	則として周辺部に幅おおむね50m	
		以上の残置森林又は造成森林・緑	
		地を配置する。これ以外の場合に	
		あっても極力周辺部に森林・緑地	
		を配置する。	
		2 開発行為に係る1箇所当たり	
		の面積はおおむね20ha以下とし、	
		事業区域内にこれを複数造成する	
		場合は、その間に幅おおむね50m	
		以上の残置森林又は造成森林・緑	
Į	I		1

	地を配置する。	
土石等の	1 原則として周辺部に幅おおむ	
採掘	ね50m以上の残置森林又は造成森	
	林を配置する。	
	2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻	
	しを行い、緑化及び植栽する。ま	
	た、法面は可能な限り緑化し小段	
	平坦部には必要に応じ客土等を行	
	い植栽する。	

- (注) 1. 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
 - 2. 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩 切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の 面積に対する割合をいう。
 - 3. 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。